

中小企業資金融資制度が変わります

宇和島市では、中小企業者の健全な育成と振興を図るため当該融資制度を運用しているところですが、

令和6年7月から、

- ①中小企業**設備近代化資金を追加**します。(振興資金との重複利用可)
- ②**利子補給を廃止**する一方で、**保証料を全額補助に拡充**します。 ※注
- ③**支援の時期が、「完済後」から「融資実行時」に前倒し**となります。

※注：保証期間の延長などに伴い追加で発生する保証料は、補助対象外です。

1 対象者（変更なし）

中小企業者のうち、

- ① 市内に住居又は事務所を有する個人
 - ② 市内に事務所を有する法人
- かつ、1年以上同一事業を営んでいるもの など

2 融資条件（変更あり）

融資の種類	融資限度額	利率	資金使途・返済期間	保証料率
中小企業 振興資金	500万円	長期プライムレート から、マイナス0.3%	運転資金・設備資金 5年 (据置期間3か月以内)	全額補助 (0.45%～1.66%)
中小企業 設備近代化資金	1,000万円	※商工団体受付時の長期プライム レートに連動	設備資金 7年 (据置期間6か月以内)	

3 取扱い金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・宇和島信用金庫・香川銀行・四国銀行・高知銀行・えひめ南農業協同組合

4 申込先

各取扱い金融機関を通じて、商工団体（宇和島商工会議所・吉田三間商工会・津島町商工会）へ申込み

5 適用日・移行期間について

令和6年**7月1日から新制度**を適用

※旧制度からの切り替えに**移行期間**を設けるため、**6月17日から30日まで受付を停止**いたします。

この期間に申込みがあったものについては、7月1日から受付を行い、**新制度を適用**いたします。

6 その他

詳細は、宇和島市または取扱い金融機関、商工団体へ

【問い合わせ先】 宇和島市役所商工観光課 商工係
電 話 0895-49-7080 FAX 0895-25-4907
メール shoko2@city.uwajima.lg.jp